

令和8年4月1日開始

自転車の交通違反に 「交通反則通告制度」



「青切符」が導入されます！

16歳以上の自転車をはじめとする軽車両の交通違反者に対し、自動車等と同様に「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が適用されます。



対象となる行為は100種類以上



反則金額は原付と同一

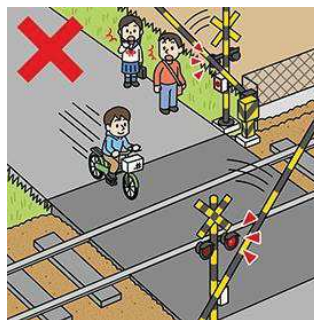
こんな違反は反則金の対象です！

ながらスマホ



反則金 12,000円

遮断踏切立入り



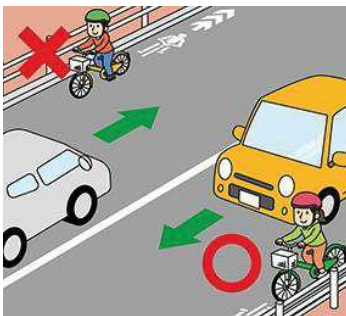
反則金 7,000円

信号無視



反則金 6,000円

通行区分違反



反則金 6,000円

一時不停止

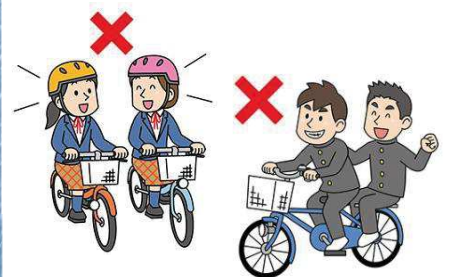


イヤホンの使用

(必要な音が聞こえないなどの場合)

反則金 5,000円

並進・二人乗り



反則金 3,000円

※ 飲酒運転などの悪質な違反については、これまでとおり刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。

自転車は車のなかまです。交通ルールを守り、
必ずヘルメットを着用しましょう！

愛媛県警察

